

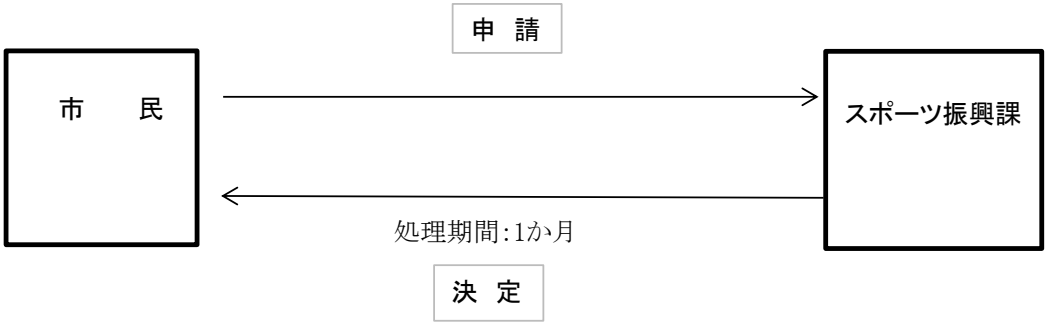
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 23

処 分 名	食堂等使用許可	
処 分 の 概 要	食堂等の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市総合コミュニティセンター条例(昭和59年条例第15号)	
条 項	第17条	
所 管 課	スポーティングシティ推進課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		1か月
標 準 処 理 期 間		計 1か月
判 断 基 準	施設の用途又は目的を妨げないこと。 【根拠法令等】 松山市総合コミュニティセンター条例 (食堂等の使用) 第17条 第5条の規定にかかわらず、食堂等については、2年以内の期間に限り、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により使用を許可することができる。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、同一人に対して引き続き使用を許可することができるものとする。 ●審査基準 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第238条の4第7項 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。